

仙台市障害者保健福祉計画

仙台市第3期障害福祉計画

骨子案

平成23年10月

障害企画課



I 計画策定の趣旨等

1 これまでの経過及び策定趣旨

本市においては、障害者福祉の推進を図るため、昭和 58(1983)年「障害者福祉計画」を策定し、以来、社会状況等の変化に対応した障害者施策の計画を策定し、その総合的な推進に努めてきた。

平成 10(1998)年 3 月には、精神障害者や難病患者などを対象に加え、障害の種別を超えた視点に立ち、名称もあらため、「障害者保健福祉計画」として策定し、更なる推進を図ってきた。

平成 15(2003)年 3 月には、「支援費制度」の導入に向け、平成 15 年度から平成 19 年度までを期間とする障害者保健福祉計画を策定し、その円滑な導入を進めた。

さらに、平成 18(2006)年度には、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行による大きな制度改革に対応していくため、平成 23 年度までを計画期間とする「障害者保健福祉計画」と、新たに策定が義務づけられた「障害福祉計画」を一体的なものとして策定、平成 21(2009)年 3 月には「第 2 期障害福祉計画」を策定した。

障害者施策に関しては、この間、時代に即応した様々な制度の改正が行なわれてきており、平成 23(2011)年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立、障害者基本法も改正され、一部を除き、8 月から公布・施行されている。

障害者制度が大きく変化する過渡期の現在、改革の方向性を見据えながら、これまでの障害者施策の達成状況等をふまえつつ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまち・仙台の実現するため、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第 3 期障害福祉計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係

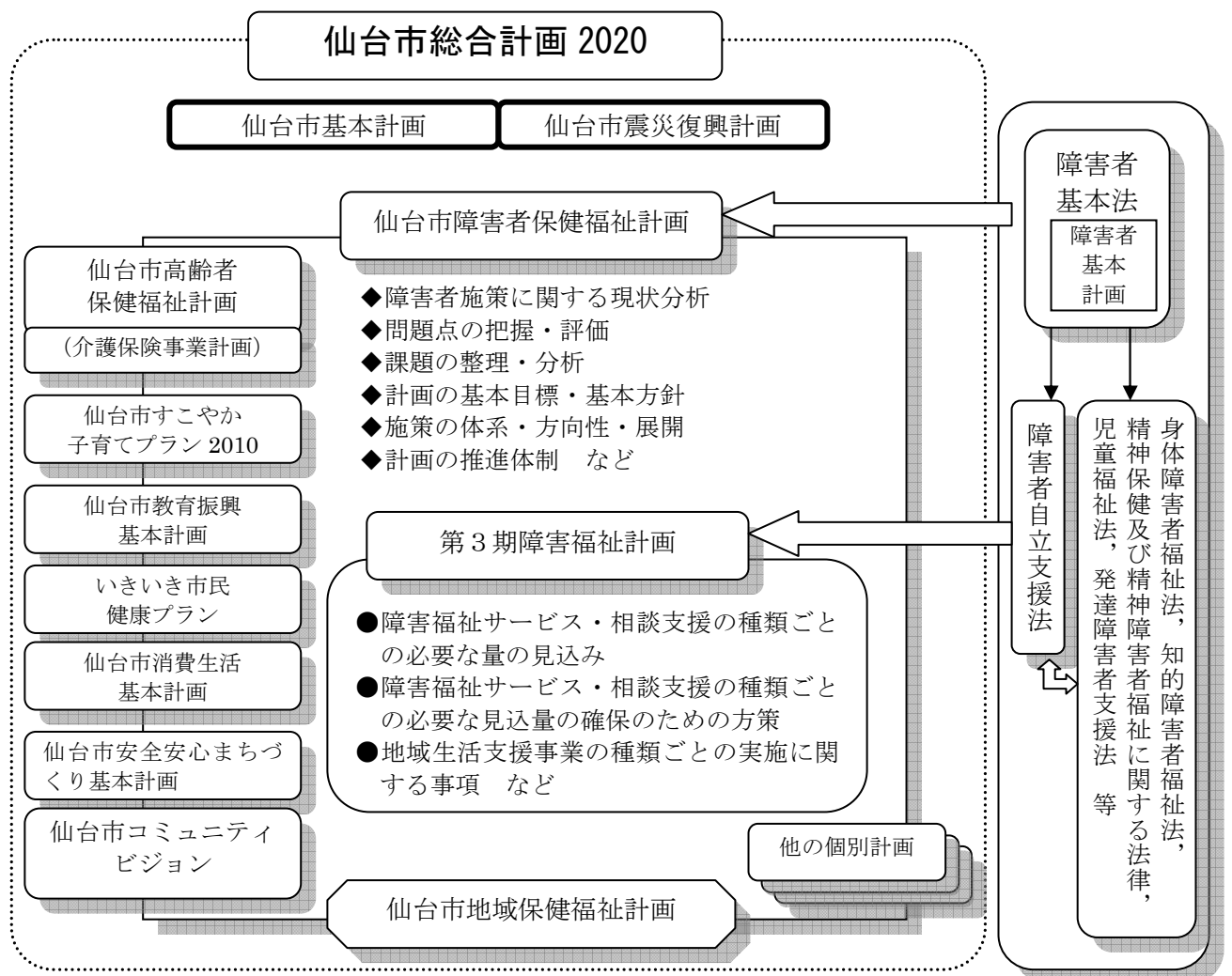
「障害保健福祉計画」は、平成 23 年 3 月に策定された仙台市総合計画 2020

を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「すこやか子育てプラン 2010」、「いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と調和し、保健福祉をはじめ、様々な分野にわたる障害者施策を総合的に推進するための計画として策定する。

(2) 法の位置づけ

「障害者保健福祉計画」は、障害者基本法に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づける。

「第3期障害福祉計画」は、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに、「障害者保健福祉計画」の前期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る計画として位置づける。

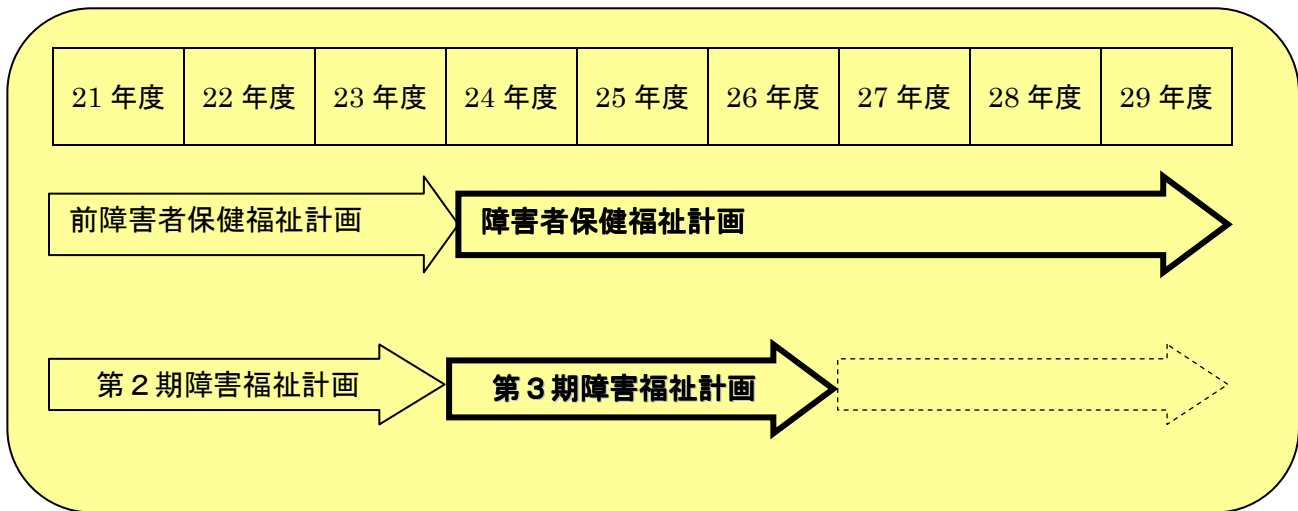


3 計画期間等

障害者保健福祉計画は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で前期、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で後期）。

第 3 期障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間。

平成 26 年度に次の「障害福祉計画」の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。ただし、国の障害者制度改革の動向も含め、社会状況等の変化に応じ、必要に応じて見直す。



II 現状分析・前計画等の評価等

1 障害者を取り巻く現状

〈第 2 回仙台市障害者施策推進協議会において提出した現状をふまえて作成〉

①障害者数の増加

②障害者と、支える家族の高齢化

③サービス利用者の増加・ニーズの多様化

④障害者の就労環境

⑤障害者制度改革の推進

⑥ 東日本大震災への対応

⑦ 本市の健康福祉予算の状況

2 前障害者保健福祉計画及び第2期障害福祉計画の進捗等について

(1) 前障害者保健福祉計画（以下「前計画」という。）の概況

前計画においては、

- ① 精神障害者退院促進事業
- ② 精神科救急システム
- ③ 地域リハビリテーション推進事業
- ④ 発達障害者支援体制整備事業
- ⑤ 障害者相談支援事業
- ⑥ 就労支援システム整備事業

の6つを重点事業とした。

③については、在宅の障害者が身近な地域で適切なリハビリテーションが受けられる体制整備の一つとして若林障害者福祉センターが平成19年10月に開所、④については、南部発達相談支援センターが東日本大震災の影響により遅れたものの平成24年1月に開所した（予定）。

その他の重点事業についても、関係機関との連携を深めるとともに、検討チームを設けるなど、推進に努め、他の事業についても積極的に取り組んできた。

(2) 第2期障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）の概況

第2期計画においては、

- ① 施設入所者の地域生活への移行者数
- ② 施設入所者数
- ③ 入院中の精神障害者の地域生活への移行者数
- ④ 福祉施設から一般就労への移行者数

について数値目標を、各種障害福祉サービスについて、その見込み量を掲げ、施設、事業体系の再編など大きな制度改革の中で経過措置などもあり、サービスの利用実態も見込量との乖離もあったが、目標達成や必要なサービス確保に向け取り組んできた。

3 課題及び施策の方向性

〈第2回仙台市障害者施策推進協議会において提出した資料を踏まえ作成〉

(1) 地域生活を支える支援のあり方

(2) 地域生活を支えるサービスの提供

(3) 障害者の尊厳、権利の尊重、自己実現

(4) 東日本大震災をふまえた対応

(5) 実効性のある計画推進体制



Ⅲ 基本目標及び基本方針

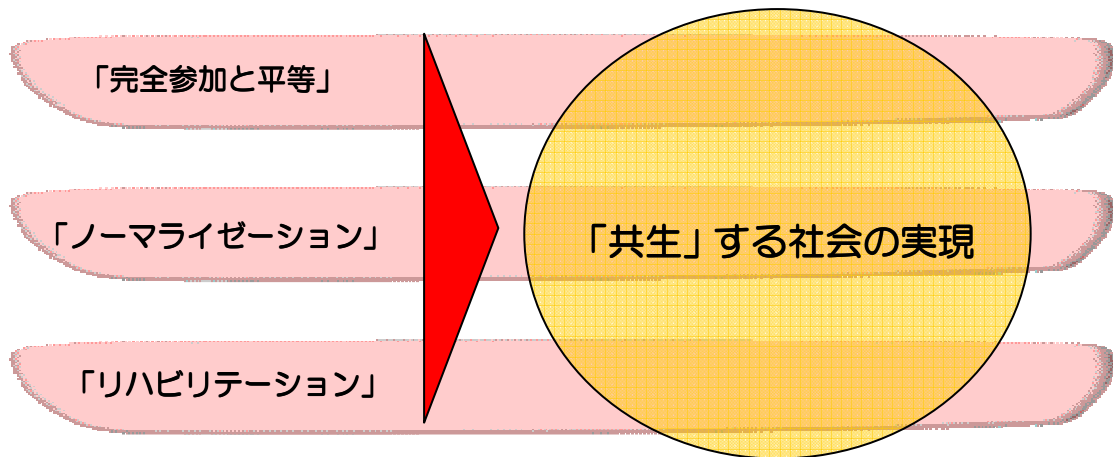
本市においては、長年にわたり「完全参加と平等」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を基本理念としてきた。

また、前障害者保健福祉計画からは、ICF（国際生活機能分類）の活用という視点を掲げ、障害者施策を展開してきた。

平成23年3月に策定された本市総合計画2020においては、目指すべき都市像の一つに「支え合う健やかな共生の都」を掲げた。

平成23年に障害者制度の集中的な改革の一つとして、障害者基本法が大きく改正され、その目的において「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」と目指す社会像が示された。

社会の状況・意識が進み、かつての3つの基本理念は、それぞれが関連し、重なり合い、障害者基本法の改正へ反映されたと考える。



1 基本目標

本計画は、総合計画を上位計画とし、障害者基本法の市町村計画としても位置づけることから、総合計画 2020 の都市像「共生の都」、障害者基本法の目的とする「共生する社会」の実現を図っていくため、次の目標を定める。

誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまちの実現

基本目標の実現に向け、次の3つの視点に立ち、施策を推進する。

- (1) 自分らしい生き生きとした生活
- (2) とともに支え合い、安心して暮らせる地域
- (3) 生きがいをもって活動・参加できる社会

2 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定める。

- 1 障害に対する理解促進と権利擁護の推進
- 2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- 3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- 4 就労や社会参加による生きがいづくり
- 5 サービスの充実と質の向上



IV 施策の体系

1 体系図

基本目標のもと，障害者施策を体系的に整理し，5つの基本方針に沿って障害者施策を総合的に推進する。

1 障害に対する理解の促進と権利擁護の推進
(1) 障害に対する理解と相互交流の促進
① 障害に対する理解の促進
② 相互理解と交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
① 権利擁護の推進
② 虐待防止対策の推進
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援体制の強化
① 相談支援体制の整備
② 多様な専門相談機関の充実
③ ケアマネジメント推進体制の整備
(2) 障害児に対する支援の充実
① 障害児とその家族への支援
② 放課後の居場所づくり
③ 教育環境の充実
④ 地域における療育の支援
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
① 障害特性等に対応した特別な支援
② 心身の状態に応じた適切な支援
(4) 保健・医療の推進
① 健診・受診の促進
② 健康づくりの推進
③ 自殺予防の推進
④ 精神科救急システムの整備

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1) 地域で生活していくための環境整備
① 地域生活支援のための拠点の整備
② 住まいの場の確保等地域移行支援
③ 地域住民同士の支え合いの体制構築
④ 防犯対策の推進
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
② 容易に移動できる環境の整備
③ コミュニケーション支援の充実
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
① 災害に備えた対策の推進
② 災害時の支援体制の整備
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保
4 就労や社会参加による生きがいづくり
(1) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(2) 多様な就労による生きがいづくり
① 多様な就労の場の創出
② 就労促進に向けた普及啓発
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
① スポーツ・レクリエーション活動の促進
② 文化・芸術活動の促進
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
① 当事者活動の推進
② 社会的活動への参加促進
5 サービスの充実と質の向上
(1) サービスを選択できる環境の整備
① 障害福祉サービス提供体制の整備
② 地域生活を支える各種サービスの提供
③ サービスの質の維持向上を図る指導
(2) 人材の育成・確保
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保

2 重点プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題への対応を「重点プロジェクト」として、次の5つを定める。

- (1) 震災からの復興施策の推進
- (2) 障害児への支援の充実
- (3) 就労支援体制の強化
- (4) 精神障害者への施策の充実
- (5) 障害の重度化・多様化に対する対応の強化



V 施策の展開

〈施策体系図に掲げる各項目について説明〉

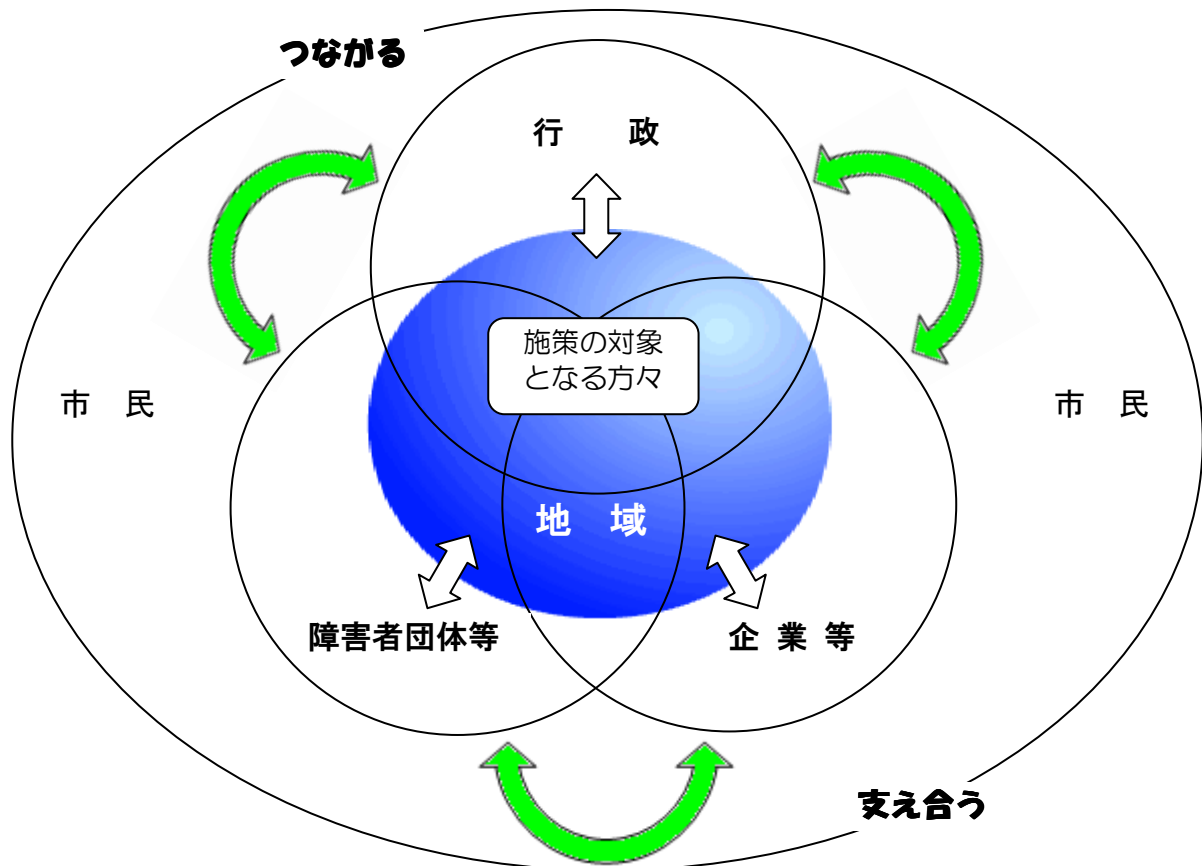
〈第3期障害福祉計画の数値目標の設定・見込量の提示〉



VI 計画の推進

1 各主体の役割

- (1) 行政の役割
- (2) 障害者団体等の役割
- (3) 企業等の役割
- (4) 地域の役割



2 推進体制

障害者基本法の改正を受け、新たに審議会その他の合議制機関（以下「審議会」という。）を設け、その審議会において、次の役割を担う。

- (1) 市町村障害者計画策定にあたっての意見
- (2) 施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視
- (3) 施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

現在の障害者施策推進協議会を改組し、新たな審議会のもと、障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進捗状況の監視（モニタリング）を通して評価し、次の計画策定等に反映させていく。